

様式第4号(第13条関係)

宮代町告示第182号

指定管理者の指定に関する告示

地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定に基づき、公の施設に係る指定管理者の指定をしたので、宮代町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第5条第2項の規定により、下記のとおり告示する。

平成22年12月10日

宮代町長 庄司 博光

1 指定をした日

平成22年12月6日

2 指定をした理由

農のあるまちづくりを具現化した「新しい村」ということで、他地域にはないオリジナリティを求められているが、グリーンツーリズム、観光の取り組みを拡大し、新しい村だけでなく町全体の活性化を図ろうとした提案となっている。

今後、農のあるまちづくりを推進・発展させていくためには、町と(有)新しい村の連携・協力が不可欠である。そのためには、今まで蓄えた(有)新しい村のノウハウを今後も有効に活用していくことが重要であり、総じて前向きに経営努力・改善を行う内容が盛り込まれた申請内容は、その期待に十分応えられると考えられる。

3 管理を行わせる公の施設の名称

新しい村

4 指定を受けた団体の所在地、名称及び代表者

宮代町字山崎777番地1

有限会社新しい村

代表取締役 島村 孝一

5 指定の期間

平成23年4月1日から平成28年3月31日まで